

2021年2月24日

第16期 事業計画書

(自2021年1月1日至2021年12月31日)

一. 事業計画の基本的な考え方

「NPO法人成年後見なのはな」は、法人が後見人を受任する法人後見人であり、NPO法人として千葉県（行政）の管理監督の下に、成年後見を業とすることから家庭裁判所（司法）の管理監督の下にある。

成年後見制度では、後見人の仕事は財産管理と身上保護とされており、当法人では財産管理は後見会計室が担当し、事務局（法人）が厳しく管理監督を行っている。身上保護については、会員が後見担当者として業務を行い、教育研修委員会を中心として指導教育を行っている。

2019年の初冬から今日まで、インフルエンザと新型コロナウイルスの感染を避けるために、病院や施設では面会制限等の措置が講じられた。本人の身上保護については、被後見人等に直接面会して本人の状況確認をすることが本来の姿であるが、病院や施設の面会制限により、会員の活動は関係者への電話や郵便による情報収集が主体になっている。長期にわたり、本人との面会が十分にできないような状況ではあるが、このような状況下でも後見人の日常活動が疎かにならないように、法人後見の担当者として相応しい考え方や行動をするためには、会員のたゆまぬ努力と協力が必要である。

第16期の事業計画を策定するにあたり、「成年後見なのはな」の理念、目的、規則等の再研修により、法人後見の更なる理解と会員の意識改革を促すことを基本的な考え方とした。

未成年後見人の受任に関して、当法人には以前から児童相談所や行政関係機関から未成年後見人の相談があり、これまでに数件の未成年後見人を引き受けてきた。昨今、子供の貧困問題や虐待が多発し社会問題となっているなか、2020年の秋に、児童相談所から未成年後見人の相談があった。今後も当法人に未成年後見人の相談が増加することを想定するなか、第16期の事業計画において、当法人の目的や事業に未成年後見を加えることとした。

しかしながら、未成年者の将来にかかわる身上監護業務は重い責任と義務を負うことになることから、当法人としては、「未成年者の健康、住居、取り巻く支援者があるかどうか。」等の条件を満たしている案件について、受任の検討を行うこととする。

二. 事業計画

1. 事務局

①総務企画室

- ・ 法人組織全体の調整及び会員・職員の管理を行い、成年後見事業の適正な業務遂行を実現する。
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点より、状況に応じ必要な対策を検討・実施し、会員及び職員に周知徹底を行う。
- ・ 不測の事態においても事務局機能を維持し、適切な後見業務が継続できるようサポートする。
- ・ ルールブックの改訂を適宜行う。
- ・ 終了事件記録の保管・処分を行う。
- ・ マイナンバー通知カード等を保管・管理する。
- ・ 対外的及び内部的な苦情について、一時窓口として対応する。
- ・ なのはな通信第9号にあわせ、今期賛助会員の募集を行う。
- ・ ウェブサイト（なのはなホームページ）の維持管理を行う。

② 後見会計室

- ・ 法定後見、財産管理委任契約、任意後見契約の預かり財産について、担当会員と協力し適切な財産管理業務を行う。
- ・ 高額な預貯金及び重要財産についての保管業務を行う。
- ・ 後見会計室の管理体制及び業務内容を改善し効率化を図る。

2. 業務監査委員会

- ① 法人が受任する後見等事件について、その全件を監査対象とし、裁判所及び後見監督人等へ提出されるすべての書類について監査を行う。

感染症の状況に応じて、監査の方式については、監査委員が集結する集中監査ではなく、前年度と同様に随時、監査する随時監査方式で監査を行っていく。

- ② 後見会計室と連携を取り、分かりやすく、統一感のある書類作成に努める。
- ③ 監査業務において会員へ連絡した修正内容等を記録し、適宜会員に注意を呼びかける。
- ④ 法人が受任する後見等事件について、担当者を変更する場合、後見推進委員会とともに、引継に関する立ち会い監査を行う。
- ⑤ 監査体制の強化のため、監査要員となる監査委員の育成、養成を図っていく。

3. 教育研修委員会

- ① 全会員及び職員向けの研修会を実施する。
- ② 新入会員並びに担当就任後1年未満のA会員を対象とした研修会を実施する。
- ③ 市町村からの要請により、市民後見人養成講座の実施若しくは講師派遣等を行う。
ただし、派遣する講師の感染症予防を優先事項とし、講師の人数、選定について細心の注意を払う。
- ④ 会員及び職員が、業務の遂行等に起因して発生する心的ストレス等の相談対応を図り、職場における心的環境整備に努める。

4. 後見推進委員会

- ① 新型コロナウイルスの感染状況に応じて、新規相談対応の可否を法人で決定し、行う際には感染防止策を講じたうえで対応する。
- ② 関係機関に向けて後見制度の理解を深める為の啓発活動を行う。
- ③ 一般社会（市民）に向けて後見制度の理解を深める為の啓発活動を行う。
- ④ 新規相談対応を行う。また、相談対応可能な人材の育成を行う。
- ⑤ 担当者選任会議を行い、担当者を選任する。
- ⑥ 会員の業務相談対応を行う。
- ⑦ 顧問先相談、信託設定後見人及び後見監督人等への財産の引渡し時や引継ぎ時の際の同行を行う。

以 上